

計画作成年度	令和4年度
計画主体	宇陀市

宇陀市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 宇陀市 農林商工部 農林課
所在地 宇陀市榛原下井足17番地の3
電話番号 0745-82-8000(代)
FAX番号 0745-82-3900
メールアドレス nourin@city.uda.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	奈良県宇陀市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額（千円）	被害面積（a）
ニホンザル	野菜	350	30
ニホンジカ	水稻、野菜	2,822	299
イノシシ	水稻、野菜	5,771	666
アライグマ	野菜	600	50
合計		9,543	1,045

鳥類の種類	被害の現状	
	品目	被害量（kg）
カワウ	魚類	100
合計		100

(2) 被害の傾向

○ニホンザル

名張B群と呼ばれる群が宇陀市東部（室生地区）から名張市南西部にかけて生息している。行動特性として6月～12月は国道165号線より北を遊動し、1月～5月は国道165号線より南を遊動している。モニタリング調査によると年々頭数が増加しており、特定の集落へ繰り返し出没するため、被害が拡大している。更に、出没する時は少数のため出没に気付かず追い払い等が出来ない場合もあり被害発生の一因となっている。

食害はトマト、南瓜の被害が特に多く家庭菜園への被害が発生している。

《名張B群個体数》

年度	R 1	R 2	R 3
頭数	不明	10頭	15頭

○ニホンジカ

住宅地を除き市内全域で被害が発生しており、被害地域が広範囲に及んでいる。主な被害としては、植付直後や収穫前の水稻及び定植直後の野菜等の幼苗への食害である。特に水稻への被害が多発している。また、エサの少な

い冬場には、集落内の雑草を食べるため集落への侵入が頻繁になり法面の崩壊に繋がる場所も出てきている。直接の農業被害以外にもゴルフ場の芝への食害も発生している。

○イノシシ

収穫間際の水稻への食害が市内全域に発生している。山間部では稲の踏み倒しで、収穫量がゼロとなった水田も発生しており被害は深刻化している。山林等に接した耕作地では、防護柵を設置した場所でも軟土壌の箇所や少しの隙間から侵入し、補修を行えば違う場所から再び侵入するといった地形的に被害を受けやすい場所に被害が集中している。また、竹林ではタケノコへの食害が発生している。

直接の農業被害以外にも掘り起こしによる畦、法面の崩壊被害や道路の路肩の崩壊があるほか、芝生を掘り起こすためゴルフ場への被害もある。

○アライグマ

平成21年度から外来生物法に基づきアライグマ防除実施計画を策定し捕獲体制の整備を図っている。アライグマは、家屋へ侵入し棲みつくこともあるため、住居への直接的な被害や糞尿による被害を発生させている。また、寺社仏閣などの木造建築物にも棲みつき、同様の被害の他、貴重な文化財を毀損している。農業被害では、スイートコーンやイチゴ、スイカの被害が目立っており、市内全域で生息が確認されている。生活環境被害も発生し家庭の残飯やペットの餌、更には水辺周辺の淡水魚等への食害も報告されている。

○カワウ

室生ダムでカワウの営巣場所があり、漁業組合が行う放流魚に被害が発生している。平成28年から継続的に捕獲を実施し令和2年度以降は営巣場所が見られなくなった。令和4年度の調査で営巣場所が確認され、漁業組合からもヘラブナへの食害が報告されている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額 (千円)	ニホンザル： 350 ニホンジカ： 2, 822 イノシシ： 5, 771 アライグマ： 600 計 : 9, 543	ニホンザル： 245 ニホンジカ： 2, 219 イノシシ： 4, 491 アライグマ： 420 計 : 7, 375

被害面積 (a)	ニホンザル :	30	ニホンザル :	21
	ニホンジカ :	299	ニホンジカ :	235
	イノシシ :	666	イノシシ :	509
	アライグマ :	50	アライグマ :	35
	計 :	1, 045	計 :	800

鳥類の種類	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
	被害量（kg）	被害量（kg）
カワウ	100	70

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○（一社）奈良県猟友会宇陀支部による捕獲</p> <p>猟友会による有害鳥獣捕獲を継続的に実施し、被害地域周辺の有害鳥獣密度の低減を図っている。</p> <p>○宇陀市鳥獣被害対策実施隊員による捕獲</p> <p>猟友会より推薦された18名と地域おこし協力隊2名並びに職員2名により、特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊を組織し、猟友会と共に捕獲に当たるほか、住民からの要請に早急に対応できる体制を取っている。</p> <p>○新規狩猟者の育成</p> <p>宇陀市への移住を前提とした新規狩猟者の育成研修を実施した事により3名が移住し、捕獲従事者の増加に繋がった。また、宇陀市への転入者の中には狩猟免許所持者や狩猟に興味のある方もおり、猟</p>	<p>○捕獲の担い手の確保</p> <p>被害農家自身が狩猟免許を取得し、捕獲ができるよう捕獲の担い手を育成してきたが、年齢構成は高齢化にある。</p> <p>将来的に有害鳥獣捕獲が継続されるよう青年層や女性の狩猟者など捕獲の担い手を引き続き育成する必要がある。</p> <p>（令和3年度宇陀市内狩猟者登録131名）</p>

	<p>友会への入会手続き等を行政が行うことにより捕獲従事者の増加に繋がっている。</p> <p>○市補助事業 宇陀市有害鳥獣防除ライセンス取得事業（平成19年3月29日付宇陀市告示第71号）により、狩猟者育成及び被害農家自身の狩猟免許取得を推進するため、狩猟免許新規取得に伴う費用の一部負担を行っている。一方では、宇陀市有害鳥獣駆除事業（平成18年4月1日付宇陀市告示第136号）により、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシの捕獲に対し報奨金を出し、集落や農地に繰り返し出没する個体の捕獲を積極的に実施している。</p> <p>○捕獲機材の導入 ＩＣＴを活用した捕獲機材や監視装置を積極的に利用し、捕獲効率の向上に取り組んでいる。</p> <p>○捕獲鳥獣の処理 捕獲鳥獣に関して、食用となるものについては、極力食肉としての利用を行っているが、捕獲頭数が増加し大部分が利用されずに埋設等の処理がされている。そのため、捕獲鳥獣を地域資源として有効活用するため獣肉利活用施設の稼働を令和6年度に計画している。</p>	<p>○捕獲鳥獣の処理 捕獲頭数の増加により処理に係る労務や費用が拡大し、捕獲従事者の負担が大きくなっている。</p>
--	--	---

	<p>○アライグマの捕獲</p> <p>宇陀市アライグマ防除実施計画（令和3年4月）を策定し計画的な捕獲を進めている。そのため、宇陀・名張地域鳥獣害防止広域対策協議会が所有する捕獲檻について、宇陀市と捕獲檻管理委託契約を締結し、アライグマの捕獲のため捕獲檻の貸出しを行っている。</p> <p>○カワウの捕獲</p> <p>卵から雛が孵化する時期は営巣場所に親鳥が留まる時間が長くなるため、空気銃による捕獲を4～5月に実施し効率を重視した捕獲を実施している。</p>	
防護柵の設置等に関する取組	<p>○協議会での取組</p> <p>宇陀・名張地域鳥獣害防止広域対策協議会において、研修会の開催や捕獲体制の構築と併せ総合的な被害防除に関する対策と意識向上を図っている。併せて、侵入防止柵の設置を推進している。</p> <p>R 1 : 8, 189m R 2 : 2, 096m R 3 : 0m</p> <p>○侵入防止柵設置補助事業</p> <p>侵入防止柵については「宇陀市有害鳥獣防除施設設置被害防除事業補助金交付要綱」（平成18年1月1日付宇陀市告示第73号）を定め、侵入防止柵の設置補助を行っている。</p>	<p>○侵入防止柵の管理</p> <p>被害防止のため、日常の管理は必要であるが、少子高齢化による担い手不足により、広域な侵入防止柵については、一部の農業者に負担が偏る問題も発生している。更に、</p>

		侵入防止柵が設置されており圃場整備もされた優良農地であっても、担い手がいないなど営農継続が困難な危機的状況も発生している。また、既存柵の強度不足から侵入される事例も多く発生している。
生息環境管理その他の取組	<p>○ニホンザル位置情報システムの利活用 ニホンザルについては、発信機を装着し行動範囲の調査を継続するとともに、メールによる位置情報発信システム（サルどこネット）の利活用を推進し、追払いの効率化を図っている。</p> <p>○野生鳥獣の生息環境管理 集落ぐるみの被害対策として、モデル地区を選定し集落周辺の餌場やひそみ場所を示して環境改善の意識向上を図っている。</p>	<p>○ニホンザル生息調査の継続 生息頭数が少ないとから発信機装着に適したオトナのメスザルを定期的に捕獲することが困難になり、発信機の更新を行うことに支障が出ている。</p> <p>○生息環境管理の実施 少子高齢化により耕作放棄地や管理されない山林が増加し、実施範囲が拡大していることに加え人手不足から継続して実施することが困難となっている。</p>

(5) 今後の取組方針

宇陀市では、今後も奈良県第13次鳥獣保護管理事業計画、奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第7次）、奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第5次）、奈良県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第1次）、宇陀・名張地域鳥獣管理計画—ニホンザル（令和3年4月）、宇陀市アライグマ防除実施計画（令和3年4月）に基づき、宇陀・名張地域鳥獣害防止広域対策協議会で広域的な対策を講じる。

ニホンザルについては、少数であっても群れが維持され繰り返し被害を与えていため動向を注視し、全頭捕獲を視野に入れ継続した捕獲を実施する必要がある。また、ハナレザルについては住宅地に出没することもあり放置すれば人身被害に繋がる恐れもあるため、積極的に捕獲を行う。

イノシシ及びニホンジカについては様々な対策を実施してきたが、いまだ被害が発生している。積極的な捕獲を実施しているが、年度により捕獲頭数

の増減があるため、さらに捕獲の担い手確保に努力していく。捕獲頭数の増加には処理労力と費用が負担となるため、捕獲個体の利用を図る獣肉利活用施設の設置を推進する。一方では、被害軽減を図るため、地域一体となった侵入防止柵の設置、集落環境整備（里地里山の整備、放任果樹の撤去、耕作放棄地の解消等）の実施、更にはＩＣＴ（情報通信技術）等を用いた大量捕獲わな等の普及により、住民自らが実施する自衛体制の確立を支援する。しかし、住民の高齢化や担い手の減少している地域もあるため、それぞれの状況に応じた支援策を実施できるよう関係機関と協力し対策を推進する。また、個々の状況に応じた鳥獣害に強い圃場設計や栽培管理手法を普及し、被害防除の意識啓発と組合せて推進する。

カワウについては、空気銃による捕獲を継続し営巣場所が減少した実績があるため、関係者と協議し営巣場所での捕獲を実施する。

これらを総合的に進めることにより、鳥獣被害対策の支援を強化する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（1）対象鳥獣の捕獲体制

- ①（一社）奈良県猟友会宇陀支部の協力により有害鳥獣捕獲を実施し、地域連携による集中捕獲を行う。
- ②（一社）奈良県猟友会宇陀支部から選抜された者を任命すると共に、地域おこし協力隊、市職員を指名し、鳥獣被害対策実施隊を編成することにより、被害地域での捕獲を積極的に行う。
- ③自治会単位の捕獲体制整備を図るため、狩猟免許取得を推進し人材を育成する。捕獲体制が整った地域に捕獲檻を配置し地域主体の捕獲を推進する。
- ④認定鳥獣捕獲等事業者と連携し人材育成の推進と捕獲体制の強化を図る。

（2）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5年度 ～ 令和 7年度	イノシシ ニホンジ カ	青年層や女性の狩猟者育成を図るため、宇陀市有害鳥獣防除ライセンス取得事業（平成19年3月29日付宇陀市告示第71号）の活用を推進する。わな猟免許は、銃器に比べ取得が容易なことから、農家のわな猟免許取得を積極的に推進し、捕獲体制の構築を図る。また、狩猟免許新規取得者は狩猟技術が未熟なことから、狩猟技術向上を図るための取組を行う。更に捕獲体制の強化を図るため、狩猟に興味のある人材への積極的な免許取得促進を進める。

ニホンザル	近隣に群れが存在するため、宇陀・名張地域鳥獣害防止広域対策協議会による広域的な連携を強化する。出没情報を基にＩＣＴ等を用いた捕獲檻を設置し効率的な捕獲を推進する。	
アライグマ	宇陀市アライグマ防除実施計画に基づき、引き続き捕獲檻の貸出しを行い効果的な捕獲を実施する。更に捕獲効率の向上等の取組みを行うと共に錯誤捕獲を防ぐための啓発を実施する。	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○ニホンザル 年度当初に個体群管理のため「宇陀・名張地域鳥獣管理計画（ニホンザル）」の実施計画を策定している。少数であっても群れが維持され繰り返し被害を与えていため動向を注視し、全頭捕獲を視野に入れ継続した捕獲を実施する。ハナレザルについては、人身被害などを引き起こす可能性があるため、適宜捕獲を行う。
○ニホンジカ 奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第7次）に基づき、猟期の延長（猟期の終了時期2月15日を3月15日に延長）、捕獲頭数の見直しなどの規制緩和がされている。その中で、3184頭（東部地区）の捕獲目標が示され生息密度を21.7頭/森林km ² としている。被害軽減目標を達成するため近年の捕獲実績をもとに捕獲計画数を設定し、被害地域における捕獲を実施する。
○イノシシ 奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第5次）に基づき、猟期の延長（猟期の終了時期2月15日を3月15日に延長）の規制緩和がされている。その中で、9500頭／年（県全体）の捕獲目標が示されている。そこで生息密度を4.71頭/森林km ² としている。農地や集落付近に生息する個体を対象として捕獲することは、被害軽減効果が認められているため、被害軽減目標を達成するため近年の捕獲実績をもとに捕獲計画数を設定し、被害地域における一層の捕獲を実施する。
○アライグマ

外来生物被害予防三原則である「入れない・捨てない・拡げない」を遵守するため、宇陀市アライグマ防除実施計画（令和3年4月）に基づき、可能な限り早期に排除する。

○カワウ

室生ダムが繁殖地になっており、増加を防ぐため営巣場所に留まる親鳥を捕獲し営巣数を減少させる。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
ニホンザル	15頭 (名張市と共同)	15頭 (名張市と共同)	15頭 (名張市と共同)
ニホンジカ	メスジカ790頭 オスジカ390頭 (狩猟期間含む)	メスジカ790頭 オスジカ390頭 (狩猟期間含む)	メスジカ790頭 オスジカ390頭 (狩猟期間含む)
イノシシ	280頭 (狩猟期間含む)	280頭 (狩猟期間含む)	280頭 (狩猟期間含む)
アライグマ	200頭	200頭	200頭
カワウ	50羽	50羽	50羽

捕獲等の取組内容

○ニホンザル（実施場所：宇陀市室生地域）

名張市と連携し隣接群との調整を図りながら加害個体を捕獲する。そのため、ＩＣＴ技術を利用した捕獲を実施する。また、モニタリング調査を継続させるため、名張市と連携し発信機装着に適したメスザルの捕獲を行う。更に発信機を装着した個体を殺傷しないよう銃器使用を控え小型捕獲檻を利用した捕獲を実施する。ハナレザルの確認がされた場合は、適宜捕獲を実施する。

○ニホンジカ、イノシシ（実施場所：宇陀市全域）

水稻の定植・収穫時期に被害が集中するため、銃器・わなによる捕獲を積極的に実施する。更には、ＩＣＴ（情報通信技術）等を用いたわな等を

導入した効率的な捕獲を実施する。イノシシは縄張りを持たず出没を繰り返すため、集落周辺での被害を出す個体を積極的に捕獲する。

○アライグマ（実施場所：宇陀市全域）

捕獲檻の貸出しを行い住民自らによる捕獲を推進し積極的に捕獲する。

○カワウ（実施場所：室生ダム）

営巣場所に留まる親鳥を捕獲するため、空気銃による捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

（4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（1）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
ニホンジカ イノシシ	電気柵及びワイヤーメッシュ柵の整備を行う $L = 15\text{ km}$	電気柵及びワイヤーメッシュ柵の整備を行う $L = 15\text{ km}$	電気柵及びワイヤーメッシュ柵の整備を行う $L = 15\text{ km}$
ニホンザル	金網柵+電気柵の整備を行う $L = 3\text{ km}$	金網柵+電気柵の整備を行う $L = 3\text{ km}$	金網柵+電気柵の整備を行う $L = 3\text{ km}$

（2）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容	5～7年度
ニホンジカ イノシシ	・共同の侵入防止柵設置地区については、適正管理がされるよう管理計画書の策定により共同管理を行う。 ・個人設置の侵入防止柵については、適切な設置方法及び維持管理の啓発を行う	

ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> 共同の侵入防止柵設置地区については、適正管理がされるよう管理計画書の策定により共同管理を行う。 サルどこネットシステム利用による位置情報を利用した追払い体制の拡充を図る。
-------	--

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

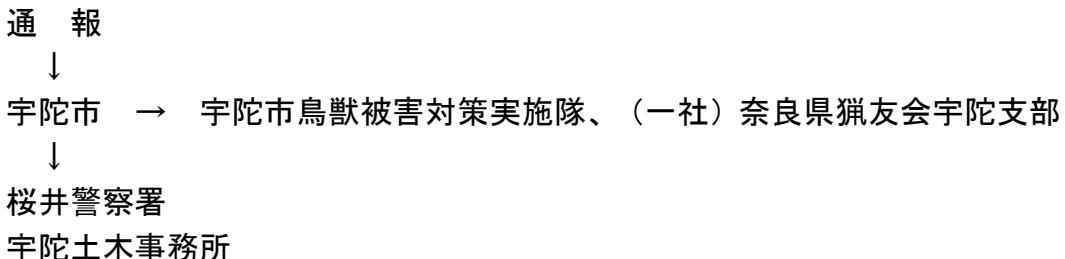
年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5年度 ～ 令和 7年度	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> 宇陀・名張地域鳥獣害防止広域対策協議会で、バッファゾーン整備、追払い活動、放任果樹伐採など獣害に強い集落作りを支援する。 発信機装着可能な個体の捕獲及びモニタリング調査を継続する。
	ニホンザル ニホンジカ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 対象鳥獣の追払い、防除方法、周辺環境点検、圃場の見直し等、地域住民が主体的に被害対策を実施できるよう支援する。 既存柵の機能向上を図る支援策を実施する。
	アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> 寺社仏閣及び人家への侵入痕跡や農作物被害の痕跡を早期に発見し捕獲を行うため、生態等の普及啓発を行う。
	カワウ	漁業組合による監視や追い払いを実施する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
桜井警察署	・住民の安全確保
宇陀土木事務所	・道路通行の安全確保
宇陀市	<ul style="list-style-type: none"> 周辺住民への周知 関係機関との連携調整 宇陀市鳥獣被害対策実施隊及び（一社）奈良県猟友会宇陀支部への捕獲依頼
宇陀市鳥獣被害対策実施隊 (一社)奈良県猟友会宇陀支部	・対象鳥獣の捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

○ニホンザル

捕獲したニホンザルについては、宇陀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例による小動物の死体として適切に取り扱う他、捕獲場所の地権者の同意を得て埋設処理する。テレメトリー調査のため捕獲する個体については、電波発信機装着を行い元の群れに帰す。

○ニホンジカ・イノシシ

捕獲されたニホンジカ、イノシシを有効活用することは SDGs の取組に繋がり持続可能な社会を実現するため、獣肉利活用施設及び減容化施設での処理を基本とする。しかし、何らかの理由により獣肉利活用施設で処理できない場合は、捕獲現場での埋設を行う。付近に埋設場所がない場合は、捕獲者自らの土地へ運搬し埋設処理する。また、埋設が不可能な場合は、動物園等での焼却処分を行う。

○アライグマ

宇陀市アライグマ防除実施計画に基づき、炭酸ガス等を用いた殺処分を適正に行い、宇陀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例による小動物の死体として適切に取り扱う。

○カワウ

宇陀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例による小動物の死体として適切に取り扱う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	獣肉利活用施設でジビエ肉として処理し販売
----	----------------------

	する
ペットフード	獣肉利活用施設でペットフードとして処理し販売する
皮革	獣肉利活用施設で処理された原皮は宇陀市菟田野毛皮革産業振興協議会加盟会社と共同で有効活用する
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園でのと体給餌、学術研究等)	骨や角はキーホルダーやペットフードとしての利活用を推進する

(2) 処理加工施設の取組

○ニホンジカ・イノシシ

地域資源として有効活用することにより、地域活性化に繋がるなど今後の展望が期待できる。そのため、野生獣肉に係る衛生管理ガイドライン（平成21年8月）及び野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（平成26年11月）に基づく獣肉処理加工施設の整備を行う。衛生的な処理を担保するため、HACCPに沿った衛生管理を行い国産ジビエ認証を取得する。

近年のニホンジカ、イノシシを併せた年間の捕獲頭数は約1800頭であり、そのうち被害対策のための捕獲数は約1300頭である。地理的条件や捕獲時の外傷等で搬入できない個体を除いた約800頭を処理できる規模とし、ジビエとしての利活用だけでなくペットフードとしての利活用にも取り組む。地域活性化施設として整備するため、地域団体、猟友会、事業者が様々な意見を出し合い協力して運営する体制を構築する。また、名張市と連携した受け入れ体制について協議会で検討を重ねる。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用の人材育成の取組

捕獲したニホンジカ、イノシシを食品として取り扱うため、現在の埋設等の取り扱いから転換を図る必要がある。そのため、ジビエハンターとしての研修を猟友会員が受講できるよう取り組む。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	宇陀・名張地域鳥獣害防止広域対策協議会
構成機関の名称	役割
宇陀市・名張市	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の運営 ・鳥獣被害軽減のための各種活動の実施 ・専門家との調整 ・個体群管理の実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟者の確保・育成 ・技術指導者の育成 ・関連情報の提供
奈良県東部農林振興事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報の提供と助言指導
三重県伊賀農林商工環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報の提供と助言指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
(一社) 奈良県猟友会 宇陀支部	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲の実施 ・狩猟技術の指導
(一社) 三重県猟友会 名張支部	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲個体の有効利用
兵庫県森林動物研究センター	学術的助言等（アドバイザー）
(特非) サルどこネット	学術的助言等（アドバイザー）
地元自治会長	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策に対する地元住民へのフォローアップ ・各種情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

○鳥獣被害対策実施隊の設置

実施隊員は、狩猟免許所持者及び住民の中から被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者を任命する。対象鳥獣捕獲員は、宇陀市全域を対象とした捕獲を実施するため、特段の知識と経験が求められることから、(一社)奈良県猟友会宇陀支部各支部長の推薦による。対象鳥獣捕獲員は積極的に捕獲を行うとともに、調査研究用のサンプル提出を行う。

市役所職員及び地域おこし協力隊の狩猟免許取得者も隊員として指名し、他の実施隊員のサポートを行うとともに、対象鳥獣捕獲員として捕獲を実施する。

○鳥獣被害対策実施隊の活動内容

鳥獣被害対策実施隊員は被害防止計画の実施に取り組むため関係機関との連携を密にする。対象鳥獣の捕獲は、捕獲計画に基づき、猟友会と対象鳥獣捕獲員が協力して実施する。対象鳥獣捕獲員は、ネット柵等に対象鳥獣が絡まり、時間の経過とともにその付近の農林産物が踏み荒らされる場合や、柵が破損することで、破損箇所から対象鳥獣が柵内に侵入し、農林作物に壊滅的な被害が発生する可能性がある場合、そして、人家付近で対象鳥獣が死亡し、悪臭や腐敗といった衛生的な問題が発生する可能性がある場合、防除

柵を設置しても、柵内に対象鳥獣が侵入する場合等、住民より捕獲依頼があった場合を中心に活動を行う。

また、一人暮らしの高齢者は、対象鳥獣の処分が容易でないため、捕獲と処分を対象鳥獣捕獲員が実施する。

一方、対象鳥獣の生態情報、周辺環境点検、圃場の見直しなど被害対策の共通認識を集落全体で持たなければ被害防止対策は進展しない。そのため、鳥獣被害対策実施隊は、啓発を現場で実施する事により、被害農家の意識向上に効果的な指導を行う。そのため、啓発活動を行えるよう実施隊の資質向上を目的とした研修を実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

サルどこネットシステム利用による追払い活動を拡大するため、登録の推進を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

○被害対策としての捕獲を学習の機会に繋げる

被害対策として生息環境管理や侵入防止柵の設置と並び捕獲による対策は重要であるが、捕獲行為が鳥獣の命を奪い大半が捨てられているという現状がある。一方で命を大切にし命を奪わずに自然との共生関係を保つことは、持続可能な社会を実現するためにも重要であり、鳥獣害対策は身近な社会課題であることからモラルジレンマの学習の機会としても活用する。

○ジビエ利活用の推進

ジビエが飲食店等では一般化しつつあるが、購入できる場所が身近になく、ジビエの特性を理解した調理方法も必要なため、一定の消費に留まっている現状がある。消費拡大に向けた研修会やイベント等でジビエ利活用の啓発を図る。

○営農指導の推進

鳥獣害対策は農家が自主的に取り組むことができ、低コスト、軽労働で、当初の農林産物の収穫という目的が達成されなければならない。そのための動機付けとして、営農指導は重要である。関係機関との連携を密にし、被害対策と同時進行する必要がある。